

幼保連携型認定こども園を設置する場合

**【認定こども園設置認可申請書】又は【認定こども園設置届出書】に係る提出書類一覧**

公立のみ○ 私立のみ● 共通◎

添付書類	申請	チェック	備考
(1) 学級の編成及び職員の数等の基準を満たすことを証する書類	◎		【参考様式1】
(2) 職員の資格を有する書類	◎		【参考様式2】
・ 職員資格等の写し	◎		
・ 園長採用届	●		(別紙1)
・ (学校教育法第9条各号に該当しない者であることを誓約する書類)			(別紙2)
			園長を変更する場合は、届出の対象
(3) 認定こども園の長、副園長及び教頭となるべき者の経歴を証する書類	◎		【参考様式3】
・ 実務経験証明書	●		(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律施行規則第12条参照)
(4) 施設の整備の基準を満たすことを証する書類	◎		【参考様式4】
・ 敷地状況一覧	◎		(別紙1)
・ 建物状況一覧	◎		(別紙2)
・ 室名一覧表	◎		(別紙3)
・ 設備及び備品(遊具を含む)一覧表	◎		(別紙4)
・ 施設(園舎)の面積等の総括表	◎		(別紙5)
・ 施設(園庭)の面積等の総括表	◎		(別紙6)
(5) 施設の位置図、付近の見取図、園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面			
・ 施設の位置図	◎		
・ 付近の見取図	◎		
・ 園地、園庭及び園舎における各居室等の面積がわかる平面図	◎		
・ 立面図	◎		
(6) 教育及び保育に関する計画書	◎		【参考様式5】
【参考様式5】に係る添付書類			(幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づくものとする)
・ 教育及び保育の内容に関する全体的な計画書並びに指導計画書	◎		
・ 給食業務に係る業務委託契約書及び委託仕様書	◎		(該当する場合)
・ 外部搬入を実施する場合の添付書類	◎		(該当する場合)
(7) 子育て支援事業の実施に関する計画書	◎		【参考様式6】 (注1)
(8) 管理運営等に関する書類	◎		
【参考様式7】に係る添付書類			
・ 保健計画	◎		←できる限り年間計画(保健・安全)とすること
・ 安全計画	◎		
・ 危機管理マニュアル(防災、防犯、事件・事故等)	◎		
・ 子どもの募集及び選考の方法を記載した書類	◎		
・ 利用料金表(別途料金を含む。)	◎		
・ 気象警報発令時の対応に関する書類	◎		
・ 加入する保険又は共済制度の契約書の写し	◎		
・ 評価への取組に関する書類	◎		
・ 定款又は寄附行為、就業規則、給与規程、管理規程等	●		認可を受けるにあたっての変更後の規定を記載
・ 土地及び建物の登記事項証明書	●		
・ 設置者の印鑑登録証明書	●		

添付書類	申請	チェック	備考
・ 理事会議事録の写し	●		
(9) 園則	◎		(注2) 変更の場合届出の対象
(10) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類			
・ 収支予算書等(3年分)	◎		
・ 財産目録	●		
・ 直近の会計年度における決算書	●		
・ 貸借対照表	●		
・ 普通預金・当座預金の残高証明書	●		
・ 負債償還計画書	●		
・ 創設費及び財源の総括表	●		
(11) 設置者及びその役員の経歴を証する書類			
・ 法人の登記事項証明書	●		設置者の経歴を証する書類
・ 役員名簿	●		【参考様式8】
・ 役員の履歴書	●		役員の経歴書を証する書類
(12) 誓約書 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書)	●		「認定こども園設置認可申請書」に係る添付書類12(別記第6号様式)
(13) その他知事が必要と認める書類			
・ 市町村長の意見書	●		(注3) 参照
・ 認定こども園設置にかかる条例、規則又は規程	○		
・ 建築確認通知書	◎		※新築・改築を伴う場合
・ 検査済証の写し	◎		※新築・改築を伴う場合
◇ 地方公共団体等から不動産の貸与を受ける場合			
・ 土地・建物使用貸借契約書	●		
・ 土地使用貸借契約書	●		
・ 建物使用貸借契約書	●		
◇ 地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受ける場合			
・ 地上権設定契約書	●		
・ 地上権設定登記誓約書	●		
・ 土地賃貸借契約書	●		
・ 建物賃貸借契約書	●		
・ 不動産の地上権又は賃借権の登記事項証明書	●		

(注1) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」(平成18年文部科学省、厚生労働省令3号)第2条各号のうち実施する子育て支援事業の名称及び内容を記入すること。

(注2) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」第16条に掲げる事項が記載されていること。

(注3) 市町村長の意見書

認定こども園として、適切な運営の確保が図られる施設であると認められるか等、設置の必要性に関する見解

- ・ 就学前の児童数や待機児童等に照らした各号ごとの利用定員設定の状況
- ・ 地域の実情に応じた施設の開所時間及び開所日数
- ・ 延長保育や障害児保育などの多様なニーズに対する需要動向
- ・ 子育て支援事業の内容
- ・ 保育料の設定
- ・ 他の幼稚園、保育所、地域子育て支援センター等の設置、利用状況等